

埼玉県新型コロナウイルス感染症検査機関設備整備事業実施要綱

令和 2 年 6 月 1 1 日

保健医療部長 決裁

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（政令指定都市、中核市及び左記管内の検査を実施する機関を除く。以下同じ。）における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関とする。

ただし、対象機関については、民間検査機関や医療機関等（※）とする。

※ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関に限る。

また、「今後の PCR 検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について」（令和 2 年 5 月 18 日付け事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知）、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 2 日付け健感発 0602 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を踏まえて整備を進めること。

3 事業の内容

(ア) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症検査機関設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和2年6月11日から施行する。なお、令和2年4月1日から適用する。